

(株)大豊プラントによる本村須和間地区内での産廃焼却施設建設に関わる本件については、村執行部としても村議会としても反対を表明してきたところであり、菊池一二さんを代表とする「東海産廃焼却施設反対住民の会」の長年にわたる粘り強い活動に敬意を表する次第であります。

本件については、茨城県の都市計画審議会においても異例の計4回もの審議を経て、最後は投票による採決というまさに異例尽くしの許可処分であります。この間、村執行部としては、茨城県知事へ民意を反映した適切な判断を強く要請し、村としても受け入れられないことを明確に表明してまいりました。

本日の判決は、本来重きを置くべき住民の主張が退けられたものであり、住民主体のまちづくりを目指す本村としては、強い憤りを感じるとともに、行政府の長として強力な支援ができなかったことに対し忸怩たる思いを感じております。

本件処理施設に関しては、建設等の差止めを求める訴訟も係属しており、裁判所は住民の主張に真摯に耳を傾け、正当な判断を下すよう強く望むとともに、皆さまのご奮闘、そして勝利を心から祈っております。

平成25年3月1日

東海村長

村上達也

(株)大豊プラントが須和間地内へ建設を計画する産廃焼却施設の設置許可取り消しを求めた裁判は、足掛け5年の日時を費やし今日その判決を迎えました。

400名を超える原告の皆様の、自然環境・生活環境の破壊を食い止め、水や大気汚染を始めとする生態系の破壊から、健康と生命を守る皆様の闘いに対し心から敬意を表します。

私達も東海村議会として皆様と同じ立場で建設反対を表明してきたところです。

本日、水戸地裁が地域住民の建設反対の切実な願いを無視し、健康と命を守ろうとする原告団の主張を否定する判断を示したことに驚きました。結果は不当判決という事になりましたが、今後も皆様の自然環境を守る活動に対し、引き続きご尽力されることをお祈り申し上げます。

平成25年3月1日

東海村議会議長 村上邦男

東海産廃焼却施設反対住民の会 様

弁 護 団 声 明

本日、水戸地方裁判所は、株式会社大豊プラントが東海村に建設を予定している産業廃棄物処理施設（焼却施設、破碎施設）について、茨城県が行った設置許可の取り消しを求める行政訴訟において、周辺住民らの請求を棄却する不当な判決を下した。

大豊プラントが許可申請のために提出した書類は、焼却炉の構造が相互に矛盾する図面が含まれ、そもそもどのような構造を有する施設であるのかが書類上明確でないという、たいへん杜撰なものであった。にもかかわらず、被告茨城県は、矛盾する図面を訂正させることもなく、拙速に許可処分を行ってしまったものである。

本日の判決は、そのような問題点にあえて目をつぶり、原告ら住民の請求を棄却したものであり、不当判決であるというほかない。

本件処理施設の周辺は、多くの住民が住むだけでなく、干しイモやブドウなどの生産も行われている自然豊かな地域であり、ひとたびダイオキシンが拡散すれば、甚大な影響が生ずることは避けられない。原告ら住民は、計画が明らかになった平成15年から一貫して処理施設建設に反対して運動を続けて来た。被告茨城県が、その声に耳を傾けることなく安易に許可処分を行ったこと、さらに本日、住民らが最後の砦と恃んでいた裁判所が杜撰な行政処分を追認するかの判決を下したことに強く抗議するものである。

われわれは、本日の決定に屈することなく、ダイオキシンの不安なく安心して暮らせる東海村を取り戻すまで、闘い続ける決意である。

本件処理施設に関しては、現在、大豊プラントを被告とした建設等の差止を求める本案訴訟も水戸地方裁判所に係属している。その訴訟においては、裁判所は、住民の主張に真摯に耳を傾け、歴史の審判に耐えうる結論を下すよう強く求めるものである。

以 上

2013(平成25)年3月1日

東海村産業廃棄物処理施設建設差止訴訟弁護団

団長弁護士 安 江 祐

原告団声明

本日、水戸地方裁判所は、茨城県に対して東海村の産業廃棄物焼却施設等の設置を許可した処分を取り消すように求めていた裁判で、住民側敗訴の判決を言い渡しました。これは、400名を超える原告住民ばかりか、村も、全会一致で反対している村議会も含めた多くの東海村民の期待を裏切る判決であり、到底納得できるものではありません。

県の担当者は、裁判で申請書に書かれた図面に不備があったことを認め、それを住民に説明もせず、縦覧もさせなかったことを認めました。それだけでも許可処分の違法性は明らかです。また、専門家は科学的知見からそろって設備の欠陥を指摘し、現実に操業している同型炉でトラブルが続出している実態も明らかにしました。県がまともな審査をすれば、手続的にも、形式的にも、実態としても大豊プラントの申請が許可基準に適合しようのないことは明らかだったはずです。

こうした住民側の主張を一顧だにせず、業者の「安全」主張を行政が鵜呑みにして許可を与え、裁判所がその行政の判断を無批判に認めた今日の判決は、「安全神話」にお墨付きを与えたものと言わざるを得ません。

事は東海村民の命と暮らしが将来にわたって脅かされる事態を許すのかどうかという問題です。建設予定地は、すぐ隣に民家が建ち並び、その南側には村の景観を代表する美田が連なり、北側にはトウキョウサンショウウオやホテルの生息地があり、その先は住宅団地という、住と農と自然が調和した場所です。こうした施設の立地には最も相応しくない場所なのです。

そこに、住民を敵視し、財政基盤も実績もない大豊プラントが、既に倒産したメーカーが設計した欠陥の明らかな産廃焼却施設を建設し、もうけ本位で操業を始めたら住民にどんな被害がもたらされるのか、想像に難くありません。

私たちは、村民のいのちと暮らしを守るために、子や孫に美しい環境と自然を残すために、最後まで建設阻止めざしてたたかうことを表明するものです。

平成25年3月1日

東海産廃訴訟原告団一同

同原告団団長 菊池 一二